

議案第82号

## 幸手市下水道条例の一部を改正する条例

幸手市下水道条例（平成2年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第10号中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

下水道法の一部改正に伴い、引用条項を改正したいので、この案を提出するものである。